質 問 回 答

2023年10月13日

「(案件名)モンゴル国ビッグデータを活用した税務行政能力向上プロジェクト」

(公示日:2023年10月4日/調達管理番号:23a00573)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	р3	現地企業との共同体の結成に際し、現地企業	企画競争説明書の3ページに記載の通り、競争
	第 1 章 5. 競争参加資格	に必要要件等はありますでしょうか。	参加資格は「コンサルタント等契約におけるプロ
	(3)共同企業体の結成の可否		ポーザル作成ガイドライン (2023 年 10 月)」
			に記載ですが、共同企業体の構成員は「積極的
			参加要件」は求めません。あわせて、本業務は
			企画競争説明書の4ページに記載のとおり「競
			争参加者の厳格な情報保全体制等について、
			競争参加資格確認を実施します」。また、様式 6
			にあります通り、競争参加資格については共同
			企業体を構成する場合は構成員分も含めて提
			出いただく必要があります。
2	p9	「現地リソースの活用が現地業務の効率的、合	補強は、第 2 章【1】2 の②「直接人件費を用い
	第2章、【1】、2	理的な実施に資すると判断される場合には、業	た、業務従事者としての配置(個人。法人に所属
		務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配	する個人も含む)」に含まれます。
		置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記	
		載して下さい。現行のコンサルタント等契約制	
		度において、現地リソースの活用としては以下	
		の方法が採用可能です。	
		(1) 牡肿(床上患(二肌类效患) 云の(床上/) 上	
		① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主 に	
		個人)。	

② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人、法人に所属する個人も含む)(第 3 章「2 2 業務実施上の条件1参照)。 ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第 1 章「5 5 競争参加資格」参照)。」とありますが、上記の記載では現地法人は補強としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含成果の実現に必要な IT インフラ は GDT 負担事項と整理しています。 」と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラ は GDT 負担事項を整理しています。 ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 機構負担と想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発・フルー等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のまにからに必要な開発・フルー等であれば外機構負担と想定しております。ただし、前者のドルウェアであっても、それを利用する上でのコストペネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築することについて GDT との協議・合意の上で活動を				
章「2 2.業務実施上の条件」参照)。 ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第 1 章「5 5.競争参加資格」参照)。」 とありますが、上記の記載では現地法人は補強としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は 個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、ブロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理しています。 項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 機構のご負担となりますでしょうか。 第 4 条、2 、(3)			② 直接人件費を用いた、業務従事者としての	
③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第 1章「55.競争参加資格」参照)。」とありますが、上記の記載では現地法人は補強としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、ブロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理しています。ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェスやカー・ス・シー・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス			配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第 3	
1章「55競争参加資格」参照)。」とありますが、上記の記載では現地法人は補強としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラに質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「酸構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを名成との実現に必要な IT インフラに質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「質問の「システム権祭」と想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者の実体のサール等であっても、それを利用する上でのコストペネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			章「22.業務実施上の条件」参照)。	
とありますが、上記の記載では現地法人は補強としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「機構のご負担となりますでしょうか。機構負担と認定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のコドルウェアをあって、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、それを利用する上でのコドルウェアであっても、マルマ・フィーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第	
としての参加は認められないとも受け止められます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プランェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェア・マトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラは GDT 負担事項と整理しています。ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「対して、アラベースやロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発することを想定しておりますが、システムを開発することを想定しておりますが、システムを開発するとを想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			1章「55.競争参加資格」参照)。」	
ます。 現地コンサルは共同体を結成できない場合は 個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人 件費での扱いと解釈できますが、スキルが高く ても現地法人からの補強は不可ということでしょ うか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェ アを含む、ブロジェクトの活動を通じて作成す べきソフトウェアについては、JICA 側負担事 項と整理されている。」 とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴 機構のご負担となりますでしょうか。 「対象 では GDT 負担事項と整理しています。 ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェア」が、データベースやロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するとめに必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			とありますが、上記の記載では現地法人は補強	
現地コンサルは共同体を結成できない場合は個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラは GDT 負担事項と整理しています。ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェア」が、データベースやロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しておりますのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			としての参加は認められないとも受け止められ	
個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人件費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「機構のご負担となりますでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラは GDT 負担事項と整理しています。ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「対 アータベース やロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			ます。	
#費での扱いと解釈できますが、スキルが高くても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 p11			現地コンサルは共同体を結成できない場合は	
ても現地法人からの補強は不可ということでしょうか。 「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェ アを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理しています。 で質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 質問の「システムを観定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきューザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			個人扱い、もしくは報酬対象とならない、直接人	
7か。 11 ページに記載の通り、既製品や購入可能なソアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理しています。 は GDT 負担事項と整理しています。 とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 (株理などのまずが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のまドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			件費での扱いと解釈できますが、スキルが高く	
7成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェアを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理しています。 で質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。			ても現地法人からの補強は不可ということでしょ	
第4条、2. 、(3) アを含む、プロジェクトの活動を通じて作成すべきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「質問の「システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「対したいのまだルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ソール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			うか。	
べきソフトウェアについては、JICA 側負担事項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 「ジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する	3	1 •	「成果 2 に資する活動に必要となる ソフトウェ	11 ページに記載の通り、既製品や購入可能なソ
項と整理されている。」とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 に質問の「システム構築に使用されるソフトウェア」が、データベースやロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する		第 4 条、2. 、(3)	アを含む、プロジェクトの活動を通じて作成す	フトウェアや各成果の実現に必要な IT インフラ
とありますが、システム構築に使用されるソフトウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 では、データベースやロボティックプロセスオートメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			べきソフトウェアについては、JICA 側負担事	は GDT 負担事項と整理しています。
ウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴機構のご負担となりますでしょうか。 トメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が負担することを想定しておりますが、システムを開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			項と整理されている。」	ご質問の「システム構築に使用されるソフトウェ
機構のご負担となりますでしょうか。 ロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が 負担することを想定しておりますが、システムを 開発するために必要な開発ツール等であれば弊 機構負担と想定しております。ただし、前者のミ ドルウェアであっても、それを利用する上でのコ ストベネフィットにつきユーザーである GDT が合 理的と納得する必要はありますので、コストのか かるミドルウェアを利用したシステムを構築する			とありますが、システム構築に使用されるソフト	ア」が、データベースやロボティックプロセスオー
負担することを想定しておりますが、システムを 開発するために必要な開発ツール等であれば弊 機構負担と想定しております。ただし、前者のミ ドルウェアであっても、それを利用する上でのコ ストベネフィットにつきユーザーである GDT が合 理的と納得する必要はありますので、コストのか かるミドルウェアを利用したシステムを構築する			ウェアのプロジェクト期間中のライセンス料も貴	トメーションなどのミドルウェアを指す場合にはプ
開発するために必要な開発ツール等であれば弊機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する			機構のご負担となりますでしょうか。	ロジェクト終了後もその便益を享受する GDT が
機構負担と想定しております。ただし、前者のミドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する				負担することを想定しておりますが、システムを
ドルウェアであっても、それを利用する上でのコストベネフィットにつきユーザーである GDT が合理的と納得する必要はありますので、コストのかかるミドルウェアを利用したシステムを構築する				開発するために必要な開発ツール等であれば弊
ストベネフィットにつきユーザーである GDT が合 理的と納得する必要はありますので、コストのか かるミドルウェアを利用したシステムを構築する				機構負担と想定しております。ただし、前者のミ
理的と納得する必要はありますので、コストのか かるミドルウェアを利用したシステムを構築する				ドルウェアであっても、それを利用する上でのコ
かるミドルウェアを利用したシステムを構築する				ストベネフィットにつきユーザーである GDT が合
				理的と納得する必要はありますので、コストのか
ことについて GDT との協議・合意の上で活動を				かるミドルウェアを利用したシステムを構築する
				ことについて GDT との協議・合意の上で活動を

			進める点にご留意いただきますようお願いいたします。
4	p12 第 2 章、【2】、2.、(4)	「開発するリスク 分析モデルにおいて活用可能なデータ ソース(ビッグデータ) として、電子申告による納税者データ(個別納税者単位の他セグメントベンチマーク的な利用も可)、また社会保険庁等他省庁との MoU 締結による連携データ、更には VAT インボイス及び Ebarimtと呼ばれる電子レシートシステムによる取引レベルのデータが詳細計画策定時点において確認できている。」にあたり、モデル作成には、納税者の基本属性の他に税務関連情報や外部機関情報(銀行や社保等)の使用を想定していますが、納税者個人を識別できないように匿名加工等の方法で体系化した情報を使用して日本国内で別途作業することは可能でしょうか。	匿名加工等の有無に関わらず、基本的にデータの国外持ち出しは不可の前提です。ただし、日本で作業を行う必要がある場合、日本での作業に匿名加工した実際のデータを使用するか、ダミーデータを使用するか、もしくはデータを利用しない作業のみ日本で行うのか、との各点について、必要に応じてプロジェクト開始後にモンゴル側とも協議の上で調整させて頂きます。